

特定（産業別）最低賃金の改正決定に係る関係労働者及び関係使用者の意見
聴取に関する公示

沖縄労働局 一般公示 第4-64号

沖縄地方最低賃金審議会は、沖縄県新聞業の最低賃金改正決定について調査審議を行うため、最低賃金法（昭和34年法律137号）第25条第5項に基づき、関係労働者及び関係使用者の意見を聴くので沖縄県の区域内で事業を営む使用者又はこれに使用される労働者（これらの者の団体を含む。）であって意見を述べようとするものは、その意見を記載した文書を令和4年8月22日（月）17時までに、沖縄地方最低賃金審議会（那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎1号館3階 事務局；沖縄労働局労働基準部賃金室内）あて提出されたい。

令和4年8月5日

沖縄労働局長 西川 昌登

